



# 佐賀県公報

平成16年  
7月26日  
(月曜日) 外  
号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

○佐賀県有明海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区

(五〇五・水産課) 一

○松浦海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区

(五〇六・〃) 六

## ○告示

### ●佐賀県告示第五百五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、佐賀県有明海区における区画漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定める。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古川 康

- 一 公示番号 別表のとおり
- 二 免許の内容たるべき事項

- (一) 漁業の種類 第一種区画漁業
- (二) 漁業の名称 のり養殖業

(三) 漁業の時期 九月一日から翌年四月三十日まで

(四) 漁場の位置 別表のとおり

(五) 漁場の区域 別表のとおり

(六) 漁場の面積 別表のとおり

### 三 制限又は条件

(一) 養殖の方法は、ひび建て養殖とする。

- (二) 養殖小間の大きさは、縦五十四メートル以上、横三十六メートル以上とし、一小間当たりの施設柵数は、幅一・五メートル、長さ十八メートルの網ひび十柵以下でなければならない。
- (三) 毎年四月三十日までに養殖施設を除去しなければならない。
- (四) 免許予定日 平成十六年九月一日
- (五) 申請期間 平成十六年八月二日から平成十六年八月六日まで
- (六) 地元地区 別表のとおり

備考

存続期間 平成十六年九月一日から平成二十年八月三十一日まで  
漁場計画図 別図のとおり

四 免許予定日 平成十六年九月一日

五 申請期間 平成十六年八月二日から平成十六年八月六日まで

六 地元地区 別表のとおり

備考

存続期間 平成十六年九月一日から平成二十年八月三十一日まで  
漁場計画図 別図のとおり

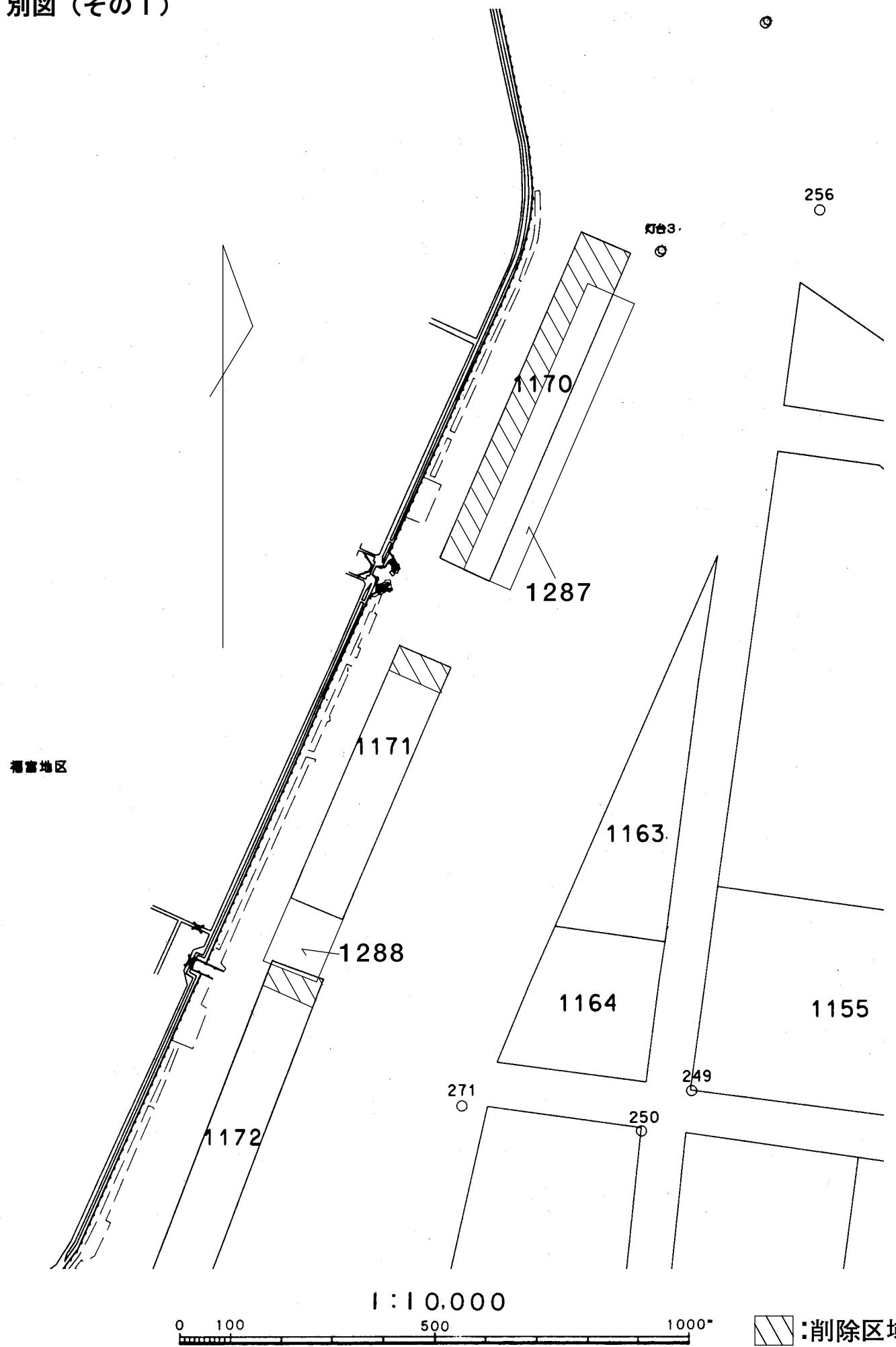
別表

公示番号	漁場の位置	漁 場 の 区 域	漁 場 の 面 積	地元地区	制限又は条件	備 考
有 区 第1170号	六角川みお 筋	次のア、イ、ウ、エ及びア の各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域  点ア 北緯 33度10分58秒 東経 130度14分00秒 点イ 北緯 33度10分57秒 東経 130度14分03秒 点ウ 北緯 33度10分39秒 東経 130度13分53秒 点エ 北緯 33度10分40秒 東経 130度13分51秒	40,800平方メートル	小城郡芦刈 町		旧有区第 1170号
有 区 第1171号	"	次のア、イ、ウ、エ及びア の各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域  点ア 北緯 33度10分33秒 東経 130度13分46秒 点イ 北緯 33度10分32秒 東経 130度13分50秒 点ウ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分42秒 点エ 北緯 33度10分19秒 東経 130度13分38秒	49,000平方メートル	"		旧有区第 1171号
有 区 第1172号	"	次のア、イ、ウ、エ及びア の各点を順次に結んだ直線に よって囲まれた区域  点ア 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分36秒 点イ 北緯 33度10分12秒 東経 130度13分40秒 点ウ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分31秒 点エ 北緯 33度09分53秒 東経 130度13分27秒	67,100平方メートル	杵島郡福富 町		旧有区第 1172号
有 区 第1173号	"	次のア、イ、ウ、エ、オ、 カ及びアの各点を順次に結ん だ直線によって囲まれた区域  点ア 北緯 33度09分49秒 東経 130度13分24秒 点イ 北緯 33度09分48秒 東経 130度13分31秒 点ウ 北緯 33度09分18秒 東経 130度13分29秒 点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分25秒 点オ 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分25秒 点カ 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分22秒	155,800平方メートル	"		旧有区第 1173号

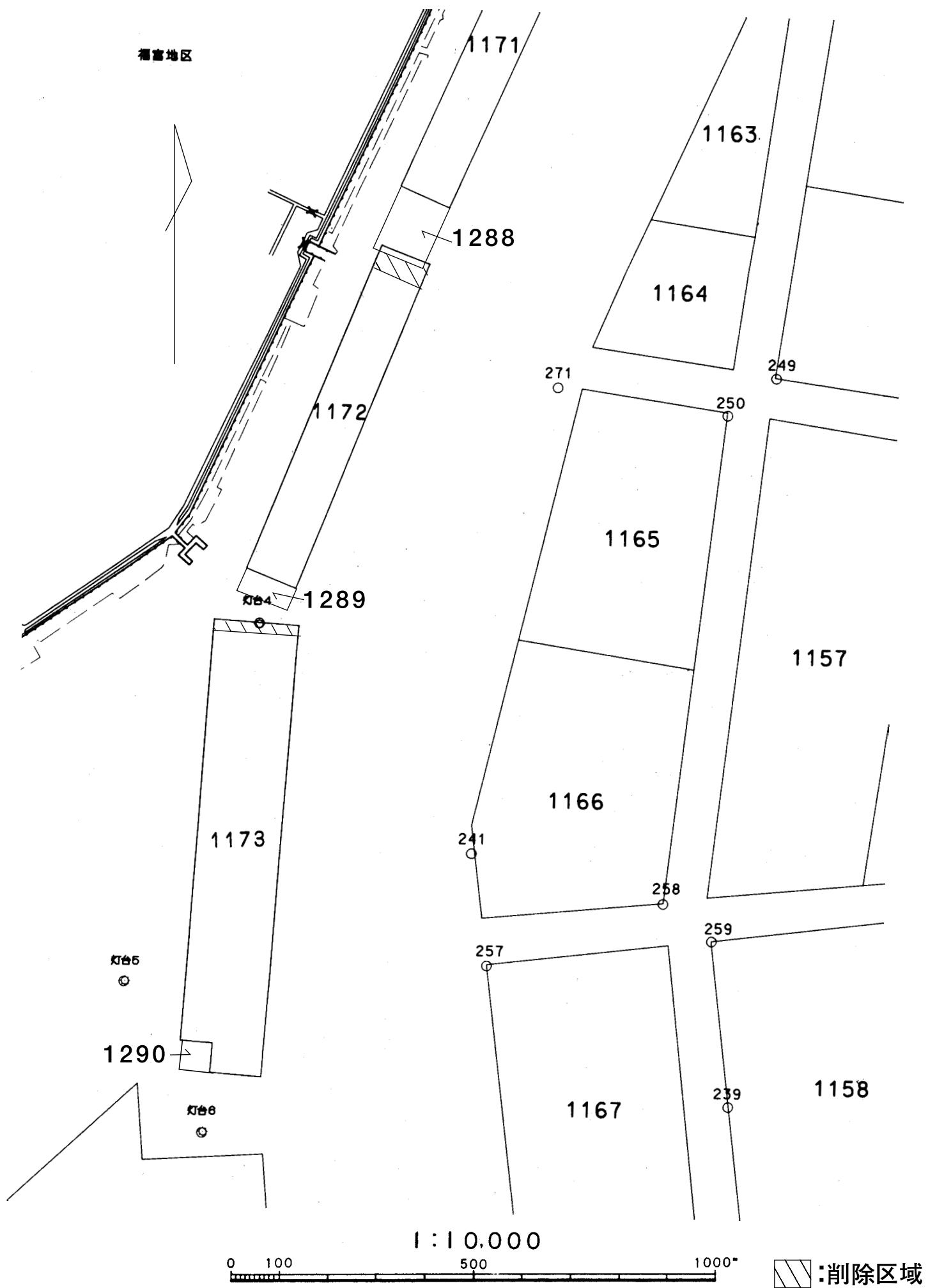
## 3 平成16年7月26日(月) 佐賀県公報 号外

有区 第1287号	"	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯 33度10分57秒 東経 130度14分03秒</p> <p>点イ 北緯 33度10分56秒 東経 130度14分04秒</p> <p>点ウ 北緯 33度10分38秒 東経 130度13分55秒</p> <p>点エ 北緯 33度10分39秒 東経 130度13分53秒</p>	21,900平方メートル	小城郡芦刈町		新規
有区 第1288号	"	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯 33度10分19秒 東経 130度13分38秒</p> <p>点イ 北緯 33度10分17秒 東経 130度13分42秒</p> <p>点ウ 北緯 33度10分13秒 東経 130度13分40秒</p> <p>点エ 北緯 33度10分15秒 東経 130度13分36秒</p>	15,300平方メートル	"		新規
有区 第1289号	"	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯 33度09分53秒 東経 130度13分27秒</p> <p>点イ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分31秒</p> <p>点ウ 北緯 33度09分50秒 東経 130度13分30秒</p> <p>点エ 北緯 33度09分51秒 東経 130度13分26秒</p>	5,900平方メートル	杵島郡福富町		新規
有区 第1290号	"	<p>次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域</p> <p>点ア 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分22秒</p> <p>点イ 北緯 33度09分21秒 東経 130度13分25秒</p> <p>点ウ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分25秒</p> <p>点エ 北緯 33度09分19秒 東経 130度13分22秒</p>	3,700平方メートル	"		新規

# 別図（その1）



別図（その2）



●佐賀県告示第五百六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定により、松浦海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定める。

平成十六年七月二十六日

佐賀県知事 古川康

- 一 公示番号 松共第二十一号  
二 免許の内容たるべき事項

- ## 二 免許の内容たるべき事項

- (一) 漁業の種類 別表のとおり

- (二) 漁業の名称 別表のとおり

- (四) 漁業の時期 別表のとおり

- (五) 漁場の区域 別表のとおり

- 三 免許予定日 平成十六年九月一日

- 四 申請期間 平成十六年八月一日から

- ## 五 関係地区 別表のとおり

**存続期間** 平成十六年九月一日から平成二十五年八月三十一日まで

## 漁場計画図 別図のとおり

備考

別表

公示番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期		漁場の位置	漁場の区域	関係地区
松共 第21 号	第1種 共同漁 業	あわび	漁業	12月21日から翌年10月31日まで	東松浦	次の基点共第31号、ア、イ、	東松浦
		とこぶし	漁業	1月1日から 12月31日まで	郡肥前町	ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、	郡肥前
		さざえ	漁業	1月1日から 12月31日まで	大崎から	コ、サ、シ、ス、セ及び基点	町大字
		ばい	漁業	1月1日から 12月31日まで	阿漕に至	共第32号の各点を順次に結ん	納所、
		にな	漁業	1月1日から 12月31日まで	る間の地	だ直線と最大高潮時海岸線と	大字入
		あさり	漁業	1月1日から 12月31日まで	先及び同	によって囲まれた区域。ただ	野、大
		かき	漁業	11月1日から翌年3月31日まで	町向島地	し、河川は河口までとする。	字星賀、
		あこやがい	漁業	1月1日から 12月31日まで	先	基点共第31号：東松浦郡肥前	大字晴
		いがい	漁業	1月1日から 12月31日まで		町大崎北端に設置した標	気、大
		うに	漁業	1月1日から 12月31日まで		識	字向島
		なまこ	漁業	10月1日から翌年3月31日まで		基点共第32号：東松浦郡肥前	及び大
		たこ	漁業	1月1日から 12月31日まで		町上ヶ倉と同町瓜ヶ坂と	字田野
		餌むし	漁業	1月1日から 12月31日まで		の境界に設置した標識	
		わかめ	漁業	12月1日から翌年7月31日まで		点ア：基点共第31号と東松浦	
		ふのり	漁業	2月1日から 6月30日まで		郡鎮西町馬渡島番所ノ辻	
		ひじき	漁業	11月1日から翌年5月31日まで		三角点（237.92メートル）	
		もずく	漁業	2月1日から 6月30日まで		とを結んだ直線と同郡肥	
		ひとえぐさ	漁業	10月1日から翌年6月30日まで		前町向島北端と同郡玄海	
		あまのり	漁業	10月1日から翌年4月30日まで		町カナミ鼻西端とを結ん	
		てんぐさ	漁業	2月1日から 9月30日まで		だ直線との交点	
		えごのり	漁業	4月1日から 8月31日まで		点イ：東松浦郡肥前町向島北	
		かじめ	漁業	12月1日から翌年8月31日まで		端と同郡玄海町カナミ鼻	

		すじあおのり 漁業	10月1日から翌年4月30日まで		
第2種 共同漁 業	雑魚小型定置網漁業	1月1日から	12月31日まで	西端とを結んだ直線と同 郡肥前町アヤ崎北端と同 郡鎮西町馬渡島番所ノ辻 三角点(237.92メートル) とを結んだ直線との交点	
	いか小型定置網漁業	1月1日から	12月31日まで	点ウ：東松浦郡玄海町天狗岳 三角点(145.9メートル)	
	雑魚磯建網 漁業	1月1日から	12月31日まで	から同郡肥前町海土子鼻 北端を見通した線の延長 線と同町宮崎鼻西端から 同町向島東端を見通した 線の延長線との交点	
	ぶり建網 漁業	1月1日から	12月31日まで	点エ：東松浦郡肥前町宮崎鼻 西端から同町向島西端を 見通した線の延長線と同 町アヤ崎北端から同町向 島東北端を見通した線の 延長線との交点	
	かます建網 漁業	7月1日から	10月31日まで	点オ：東松浦郡玄海町カナミ 鼻西端から同郡肥前町向 島北端を見通した線の延 長線と長崎県北松浦郡鷹 島町宇毛岩鼻北端と東松 浦郡鎮西町馬渡島番所の 辻三角点(237.92メートル) とを結んだ直線との 交点	
	ぼらかご 漁業	1月1日から	12月31日まで	点カ：長崎県北松浦郡鷹島町 宇毛岩鼻北端と東松浦郡 鎮西町馬渡島番所ノ辻三 角点(237.92メートル) 頂とを結んだ直線と同郡 玄海町瓜崎西端から同郡 肥前町向島南端を見通し た線の延長線との交点	
	いかかご 漁業	1月20日から	4月15日まで	点キ：東松浦郡玄海町瓜崎西 端と長崎県北松浦郡鷹島 町阿翁鼻北端とを結んだ 直線と東松浦郡肥前町立 神鼻西北端と同郡鎮西町 馬渡島西端とを結んだ直 線との交点	
	ばいかご 漁業	1月1日から	12月31日まで	点ク：東松浦郡肥前町立神鼻 西北端と同郡鎮西町馬渡 島西端とを結んだ直線と 基点共第31号と長崎県北 松浦郡鷹島町宇毛岩鼻北 端とを結んだ直線との交 点	
	あなごかご(うけ含む。)漁業	1月1日から	12月31日まで	点ケ：東松浦郡肥前町宮崎鼻 西端から長崎県北松浦郡 鷹島町丸尾鼻北端を見通	
	くろだいかご 漁業	1月1日から	12月31日まで		
	かにかご 漁業	1月1日から	12月31日まで		
	しろうお四つ手網漁業	2月1日から	4月30日まで		

した線上、同宮崎鼻西端から500メートルの点  
点コ：東松浦郡肥前町台ヶ崎西端から長崎県北松浦郡鷹島町真立鼻北端を見通した線上、同台ヶ崎西端から375メートルの点  
点サ：東松浦郡肥前町牛島南端と長崎県北松浦郡鷹島町干上鼻東端とを結んだ直線の中央点  
点シ：東松浦郡肥前町長七鼻西端から長崎県北松浦郡福島町初崎北端を見通した線上、同町長七鼻西端から500メートルの点  
点ス：東松浦郡肥前町阿漕鼻西南端から長崎県北松浦郡福島町鯛ノ鼻に設置された西側鉄塔（真方位20度30分）を見通した線上の対岸と同阿漕鼻西南端を結んだ直線の中央点  
点セ：基点共第32号から真方位200度00分の線上の長崎県北松浦郡福島町対岸と同基点とを結んだ直線の中央点

別 図

TN  
N

鎮西町

玄海町

肥前町

縮尺 1:50,000

福島

②)

廣島

向島

申購  
込先  
料  
一か年二八、八〇〇円(送料共  
佐賀県経営支援本部総務法制課)

発行者 平成十六年七月二十六日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日  
西 部 印 刷 企 画 (株) 日